

大阪市告示第416号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年月日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和8年4月1日（水）から 同月5日（日）まで	午前9時から 翌日午前1時30分 まで
	令和8年4月7日（火）から 同月12日（日）まで	
	令和8年4月14日（火）から 同月19日（日）まで	
	令和8年4月21日（火）から 同月26日（日）まで	
	令和8年4月28日（火） 同月30日（木）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）